

委員長談話

平成23年10月27日

千葉県人事委員会委員長 清水 新次

1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年も厳しい民間の情勢を反映して、職員の給与と民間給与との比較の結果、職員の月例給が民間を上回っていることが明らかになりました。

そのため、民間の水準に見合うよう、月例給については0.27%（1,098円）の引下げとし、給料表等の引下げ改定を行うこととしました。

なお、特別給（ボーナス）については、民間とおおむね均衡していることから、改定しないこととしました。

2 平成18年度から実施した給与構造改革に伴う経過措置額については、高齢層における公民の給与差を考慮して、来年度から段階的な廃止を行うこととしました。

3 昨年、教育委員会から要請を受けた教育職給料表の見直しについては、来年度から、高等学校等と小・中学校の教員に共通の給料表を導入することとしました。

4 また、公務運営については、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境の整備、高齢期の雇用問題及び公務員の労働基本権に関して報告しました。

- 5 今回の勧告は、昨年に引き続き月例給の引下げという職員にとって厳しい内容となりますが、人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っているものです。
- 6 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本年の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。
- 7 東日本大震災という未曾有の災害に対し、多くの職員が日々職務に奮闘されていることには心から敬意を表します。
一刻も早い復旧・復興に向け、公務に対する県民の期待と信頼に応えるためにも、職員一人ひとりが、改めて全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観を持つとともに、常に県民の視点に立ち、より効率的で的確な公務運営を目指し、職務遂行に全力を注ぐことを要望します。
- 8 県民の皆様には、人事委員会の行う勧告の意義について、深い御理解をいただきたいと思えます。